

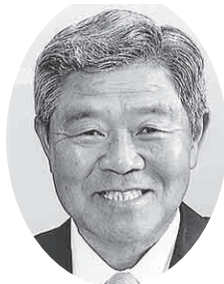
6月定例会

永年勤続表彰

去る4月16日に開催の埼玉県市議会議長会および、5月28日開催の全国市議会議長会の各総会において、永年勤続表彰が行われ、当市議会は次の方が表彰されました。

「埼玉県・全国市議会議長会

表彰 15年以上

出浦 章恵
議員逸見 英昭
元議員宮田 勝雄
元議員

「埼玉県・全国市議会議長会

表彰 10年以上

金崎 昌之
議員笠原 宏平
議員

ありがとう
ございました

◆6月定例会の盆栽◆

6月定例会に盆栽を提供していただいた方は、日本盆栽協会秩父支部の、新井清さん（中村町）、堀口正一さん（大野原）です。

堀口正一さん提供



新井 清さん提供



第3回 議会報告会を開催します！

『市民に開かれた議会』をめざし、日頃の議会の活動状況を知っていただくとともに、市民の皆さまのご意見やご提言を直接お伺いし、今後の議会審議、議会運営等に反映させるため議会報告会を開催します。

と き 11月14日(金) 午後6時30分～
ところ ・影森公民館
・吉田やまなみ会館
・荒川農村環境改善センター
(3会場同時開催)



第2回 議会報告会（平成25年度）の様子

6月定例会で審議した議案、請願の結果

	議案、請願の件名	議決結果	会派ごとの賛否						
			清流	共産	公明	絆	清野	無会派 竹内	金崎
条例	非常勤消防職員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
	税条例等の一部改正	原案可決	○	×	○	○	×	○	○
補正予算	一般会計補正予算（第3回）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
	一般会計補正予算（第4回）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
契約	工事請負契約の締結（吉田小学校校舎大規模改造工事）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
	工事請負契約の締結（大田小学校体育館改築工事）	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
議員提出議案	地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書	原案可決	○	×	○	○	○	○	○
	微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
	使い捨て労働とブラック企業化を加速する労働者派遣法案等の廃案を求める意見書	否決	×	○	×	×	○	×	○
	給付制奨学金制度の創設を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
	「手話言語法」制定を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
請願	水道事業調査特別委員会設置に関する決議	原案可決	○	○	○	○	○	○	○
	「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○
	本庁舎建設及び市民会館建設を市民への説明通りの金額約49億円以下で建設することを求める請願	不採択	×	○	×	×	○	×	○
	秩父市のユニバーサルデザイン化に関する請願	採択	○	○	○	○	○	○	○

清流ク：清流クラブ(11人) 共産党：日本共産党秩父市議会議員団(3人)
公明党：公明党(2人) 絆：市民の会・絆(2人) 無会派：会派に属さない議員
※ 議長は人数に含まれていない。

○：賛成 ×：反対 ○/○：賛成人数/会派人数

6月定例会の議案質疑等の内容

※6月定例会（6月11日から25日まで開催）では、市長提出議案6件のほか、水道事業調査特別委員会の設置についての決議を含めた議員提出議案6件、請願3件を審議しました。
※各議案に対する質疑および討論の主な内容は下記のとおりです。

階級役職対応表	
階級	役職
消防団長	消防団長
副団長	方面隊長
分団長	副方面隊長
副分団長	方面部長
部長	部隊長
	副部隊長
班長	分隊長
団員	副分隊長
	隊員

所属別団員数	
所属	団員数
本部	1人
中央特別部隊	14人
第一方面隊	293人
第二方面隊	274人
吉田大田方面隊	274人
大滝荒川方面隊	192人
計	1,048人

質疑
現在、秩父市の消防団においては方面隊組織で運営されているため、今回の改正とわかりづらいつら部分があるので秩父市の消防団組織に当てはまる説明を。
答 所属別団員数および階級役職対応表

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正



(吉田総合支所3階)

質疑
軽自動車税の増税の背景、ねらいについて、また増税が市民、市に及ぼす影響についてどのようなことを考えているか。
答 平成26年度の国の税制改正により、自動車取得税の交付金が減額になる。それに対して、地方税である軽自動車税を増税する話が出て来た。今回の増税によって、

市税条例等の一部改正



2千7百万円程度の増額を見込んでいるが、自動車取得税の減額は4千万円で、軽自動車税を引き上げても、1千3百万円の減収となる。
問 地方税法において、軽自動車とは別に小型特殊自動車等の税率について市町村の条例によって税率を定めることが出来ることから、小型特殊自動車や法人市民税の税率の改正について、市民からの意見の募集や「市の憲法」と位置付けられる秩父市まちづくり基本条例に規定されているパブリックコメントは検討したか。
答 特に検討していない。
問 なぜ検討されなかったのか。
答 検討という話にならなかったの、実施しなかった。
問 市民が受ける影響は大きいと思うが、市民への周知方法は。
答 ホームページや市報など考えられるすべての方法を用いてお知らせする。

単位：円

車種区分			現行税率 (平成26年度課税)	平成27年度課税		平成28年度課税		
				平成27年 3月31日以前 登録	平成27年 4月1日登録	平成15年4月1日 から平成27年 3月31日登録	平成27年 4月1日以降 登録	初期登録から 13年経過車両 (平成14年度 以前登録)
三輪			3,100	3,100	3,900	3,100	3,900	4,600
四輪以上	乗用	自家用	7,200	7,200	10,800	7,200	10,800	12,900
		営業用	5,500	5,500	6,900	5,500	6,900	8,200
	貨物用	自家用	4,000	4,000	5,000	4,000	5,000	6,000
		営業用	3,000	3,000	3,800	3,000	3,800	4,500
	専ら雪上を走行するもの			2,400				
小型特殊 自動車	農耕作業用		1,600	2,400		2,400		
	その他のもの		4,700	5,900		5,900		
原付	50cc 以下		1,000	2,000		2,000		
	50cc 超90cc 以下		1,200	2,000		2,000		
	90cc 超125cc 以下		1,600	2,400		2,400		
	ミニカー		2,500	3,700		3,700		
軽二輪（125cc 超250cc 以下）			2,400	3,600		3,600		
小型二輪車（250cc 超）			4,000	6,000		6,000		

問 市税条例34条の改正により、法人市民税が2.6%引き下げとなるが、どのようなものか、前年よりの減額分はどの位か。
答 法人市民税2.6%引き下げ分は、地方税法として法人が直接国に納め交付税特別会計に入りそこから市に交付される。今まで自主財源で

あったが国から配分される形になり、依存財源率が若干あがってしまう。影響額については、5千8百万円となる。

問 交付税として市に入る場合どうなるのか。

答 どのように市に交付されるかは、まだ決まっていないが、税として市に入っていたものが国から配分されるので、市としては今までと同額以上配分されることを願っている。

討論

反対

新車販売台数の4割近いシェアを占める軽自動車は、秩父市のように公共交通が衰退した地域では、住民の重要な移動手段となっている。また、原付・二輪車も同様に、地域住民の足として重要な役割を占めている。

今回の軽自動車税増税は、秩父市をはじめとする地方の住民ほど負担増の影響が大きくなる。自動車業界の要望に応じて自動車取得税を減税・廃止し、その減収のツケを軽自動車税の増税で賄うことは、国民に対して、消費税増税に加えて二重の負担を押し付けるものとして容認できない。

また、34条改正については、いっけん税率の引き下げに見えるが、引き下げ分は「地方法人税」として別途徴収され「地方交付税特別会計」に繰り入れられることから、企業の実質負担はこれまでと変わらない。問題は、地方税の一部を国税として徴収し、地方交付税の原資として自治体間の財政力格差を水平調整しようとするところにある。今回の調整は消費税増税と消費税を地方財政の主要財源に据えていく狙いと一体のものであるところから容認できない。

反対

軽自動車税の増税により、約2千7百万円の税収増となるが、消費税の引き上げに合わせた都道府県税である自動車取得税の廃止により約4千万円の税収減。総じて約1千3百万円の税収減となる。

軽自動車税の引き上げを行わない場合、国の交付税の算定が変わり、引き上げを行った場合と比べて約8千7百万円の税収減が推定される。自治体の経営のために、軽自動車税増税はやむを得ないという考えも理解できる。



6月定例会本会議の様子

しかし、市政とは本来市民のよりよい生活に寄与する為にあり、自治体の経営のために市民への負担増が容認されていいのか疑問である。

また自動車取得税の廃止を軽自動車所有者への負担増で調整することに疑問がある。

軽自動車は、過疎高齢化が進展する秩父市において、今後より重要な生活の足となる。

従来の税率を維持し、財政のコンパクト化にむけた施策を推進することこそが目指すべき自治体の姿ではないかと考える。

工事請負契約の締結

小学校2校の校舎および体育館についての工事請負契約締結の議案が提出され、いずれも可決された。

吉田小学校校舎大規模改造工事
金額 約3億6千7百万

業者 円(税込み)
高橋・有隣特定建設工事共同企業体

金額 約3億3千9百万円(税込み)
守屋八潮・黒沢・黒瀧特定建設工事共同企業体

大田小学校体育館改築工事
金額 約3億3千9百万円(税込み)
守屋八潮・黒沢・黒瀧特定建設工事共同企業体

本庁舎建設及び市民会館建設を市民への説明通りの金額約49億円以下で建設することを求める請願

討論

賛成

入札不調・不落という結果を受けて「合併特例債の発行可能期限である平成32年度末を考慮しつつ、建設費の高騰が沈静化するまでの間延期することとする」という事だが、建設費の高騰が沈静化するという確かな見通しもない現況下では、原

点に立ち返り基本計画から見直すことが必要だ。平成23年8月9日付の資料によれば、「本庁舎、市民会館、外構工事、既設解体費、情報インフラ・備品購入費を含む概算コストとして、約49億円を想定している。この概算コストの額は、事業規模を最大としたケースで本庁舎及び市民会館の床面積のコンパクト化、建設費の低コスト化を考慮したうえで試算したものです。また財政計画に基づく事業費の上限額として想定している金額でもあります。今後施設の用途、規模等について検討を進めたうえで、詳細な設計を行い、上記金額の範囲内で事業費を確定することとなります。」と述べている。そうしたことから考察すれば、49億円は建設事業の絶対条件であり、市民との約束である」と理解することに合理性がある。議請第2号は、採択すべきである。

反対

請願者の気持ちもわからなくもないが、委員長報告にもあったが、環境の変化というか、設計段階以降、6年後のオリピックの東京開催が決定したこと、東日本大震

災の復旧工事が加速していることなどにより、労働単価の改定・資材の高騰、さらに消費税率の改定などから、当局からは2月28日に実施設計概要説明があり、これをもとに、3月議会で26年度予算案を可決している。

また、市民への説明については、市報ちちぶ4月号で、2ページにわたる建設概要の説明がされており、49億円の事業費にさらに、9億円の費用が必要と理解を求めている。市民説明会も4月25日から5回開催され市民への説明もなされてきている。よって、この請願には賛成できない。

地域包括ケアシステム構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書

反対討論あり
賛成討論あり

使い捨て労働とブラック企業化を加速する労働者派遣法案等の廃案を求める意見書

反対討論あり